

災害発生時等における廃棄物処理に関する相互支援協定（概要）

1 経過及び目的

令和 6 年能登半島地震、令和 8 年熊本地震をはじめ豪雨災害や大型台風など自然災害は激甚化・頻発化し、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理は生活再建や地域の復旧・復興に不可欠な課題となっている。このため、平時から連携体制を構築し災害発生後の廃棄物の適正な処理が円滑に実施できるよう相互支援協定を締結するに至った。

また、全国的にはリチウムイオン充電池に起因する火災事故も頻発しているため、事故等によるごみ処理施設の稼働停止等にも対応できる協定内容とした。

2 協定名称

『 災害発生時等における廃棄物処理に関する相互支援協定 』

3 協定組合

団 体 名	設 立	構成市町	行政人口 (R8.4.1)
城南衛生管理組合 管理者(宇治市長)：松村 淳子	S37.7	宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町、井手町	348,491 人
木津川市精華町環境施設組合 管理者(木津川市長)：谷口 雄一	S37.8	木津川市、精華町	114,288 人
乙訓環境衛生組合 管理者(長岡京市長)：中小路 健吾	S39.6	向日市、長岡京市、大山崎町	154,052 人
枚方京田辺環境施設組合 管理者(京田辺市長)：上村 崇	H28.5	京田辺市、大阪府枚方市	461,688 人

4 協定内容

本協定は、以下の事態に対応することにより協定組合の廃棄物処理行政の円滑な遂行を図るものとする。

- ① 災害発生により廃棄物の処理が困難な事態に陥ったとき
- ② 協定組合のごみ処理施設が故障、事故等による緊急事態に陥ったとき
- ③ 協定組合の施設改修、更新等による一時的な処理能力低下により支援が必要となったとき
- ④ その他、協定組合の廃棄物の処理が困難となる特別な事情があるとき

5 事務局

本協定の円滑な運用のため事務局を設置する。

- ① 協定組合からの支援要請の受付事務
- ② 支援可能団体への照会・調整事務
- ③ 協定組合間の情報共有・意見交換に係る事務
- ④ その他本協定の円滑な運用に必要な事務

6 その他

- (1) 本協定に基づく災害廃棄物処理に係る受入量・ごみ種別・処理費用等の詳細は支援要請団体と支援受入団体との間で別途定める。
- (2) 円滑な災害廃棄物等の処理のため本協定では、努力義務として分別の徹底とごみ減量化、施設の安定稼働に努めることを求めている。
- (3) 本協定の有効期間は、令和10年3月31日までとする。ただし、協定組合から改廃等の申出がない場合は、更に2年間延長する。

【参考】

協定組合名	ごみ処理施設	施設名称	処理能力
城南衛生管理組合	焼却施設	クリーン 21 長谷山	240 t /日(2 炉)
		クリーンパーク折居	115 t /日(2 炉)
	破碎施設	リサイクルセンター長谷山	60 t /5 h
	最終処分場	グリーンヒル三郷山	200,000m ³
木津川市精華町環境施設組合	焼却施設	環境の森センター・きづがわ	94 t /日(2 炉)
乙訓環境衛生組合	焼却施設	ごみ焼却施設	225 t /日(3 炉)
	破碎施設	リサイクルプラザ	32 t /5 h
枚方京田辺環境施設組合	焼却施設	枚方市東部清掃工場焼却施設	240 t /日(2 炉)
		枚方京田辺可燃ごみ広域処理施設	168 t /日(1 炉)